

項目	3 使用済紙おむつの再資源化について
答弁者	くらし・環境部長
質問要旨	<p>市町が処理を担う一般廃棄物のうち、使用済紙おむつは、高齢化に伴い排出量の増加が見込まれている。</p> <p>使用済紙おむつの再資源化の推進は、市町における焼却処理量の削減や資源循環の促進にとどまらず、少子高齢化への対応等の社会問題の解決にも貢献できるものであるが、全国の一部市町村で再資源化の実施・検討が行われているものの、その取組は35自治体にとどまり、県内の取組事例はまだない。</p> <p>再資源化には、分別回収の仕組みをはじめ、再生処理や再生資源の有効活用など多岐にわたる検討が必要であることから、市町が取組を検討する際のハードルとなっていると考えられる。</p> <p>そこで、県内の市町における使用済紙おむつの再資源化の導入や普及を図るために、県は今後どのように取り組んでいくのか伺う。</p>

<答弁内容>

使用済紙おむつの再資源化についてお答えいたします。

県では、令和4年9月に県内市町や事業者が参加する「使用済紙おむつリサイクル研究会」を設置し、全国の先行事例や事業者の取組について情報を共有するなど、研究を進めてまいりました。その結果、県内においても、使用済紙おむつの再資源化の導入に向けて、具体的な動きが出てきております。

こうした動きを後押しするため、県では、本年度から、処理業者等と連携して実証事業に取り組む市町を支援することとしております。現在、提案を募集しているところであり、複数の市町から応募に前向きな意向が示されております。

今後は、7月中旬までに対象事業を選定するとともに、選定された事業に対し、準備、実施、事後評価の各段階における有識者の助言や、経費の支援を行ってまいります。

県といたしましては、実証事業を通じて、市町と事業者との連携による効率的な回収方法や新たな再生処理方法の確立、再生資源の利活用先の開拓などに関する先進的な事例を取りまとめ、導入モデルとして周知することにより、他の市町の取組を促進し、令和12年度に、県人口の半分以上まで、使用済紙おむつの再資源化を拡大してまいります。

以上であります。